

No. 1880

2020-6-1

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013 三次市十日市東3-10-1
本誌
http://www41.tiki.ne.jp/~miyosim
nsyo/
大4711
miyosimnsyo@www41.tiki.ne.jp

命をつなぐ申請を!

民商で相談し、生活福祉資金特例貸付が下る

新型コロナウイルス感染症で事業収入が減少し、生活が困窮した業者に社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金。



常任理事の山田さん(上)、赤名さん(左)は、早速民商に相談し申請。申請から2週間で無事借入ができました。

民商が交渉し実現した三次市支援金

三次民商が3月、4月と粘り強く三次市と交渉し実現した「事業者支援給付金」(2面に詳しい情報を掲載しています)

18日から申請が始まり、早速、奥田副会長(左)、常任理事の国保さん(右)が申請しました。

1週間後に給付金が下り、「これで何とか食いつないでいける」と安堵の声。



◎納税の猶予の申請(国税・地方税)

コロナウイルス感染症により期限内に納付が困難な方は、税務署、各自治体に納税の猶予申請書を提出し認められれば、すべての税金が猶予されます。

【原則全ての税】

2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、事業収入が前年同期比の概ね20%以上減少
→無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予

【国税】

個別の事情がある場合

- ・原則、1年間猶予
- ・猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除
- ・財産の差押えや換価が猶予

〈個別の事情とは〉①災害により財産に相当な損失が生じた場合

②本人または家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止または休止した場合

④事業に著しい損失を受けた場合

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

期限があります。早めに申請しましょう。

◎三次市・事業者支援給付金

1 事業者につき 10万円

【対象者】下記のすべてを満たす業者

- ① 令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している事業者
- ② 市内に本店を有する法人、市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ③ 広島県の感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者
- ④ 三次市介護保険居宅サービス事業所支援金を受給していない事業者
- ⑤ 主たる業の前年の事業収入が120万円以上の事業者

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象

【申請に必要なもの】

- 申請書（請求書） ※民商にあります。 ○印鑑（法人の場合は代表者印）
- 令和元年分の確定申告書の写し ※法人は前事業年度の確定申告書の写し
- 今年度と昨年度の月別の売上がわかるもの（3月～5月分）
- 法人の方は法人番号がわかる書類
- 振り込み口座がわかる通帳の写し（表紙から開いたページ）

【申請期限】 令和2年6月30日（火）

【受付時間】 9時～16時

【申請窓口】 みよしまちづくりセンター（1階ぺぺらホール） ※郵送でも可

【郵送先】 〒728-0011 三次市十日市西6丁目10-45 みよしまちづくりセンター内
三次市商工観光課 宛

無料法律相談

6月24日(水)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

◎広島県感染拡大防止協力支援金の提出期限が延長

6月1日→6月8日（月）まで

まだ提出していない人は民商まで！！

当初、青色専従者は従業員に含まれませんでした。が、基準が緩和され、青色専従者も従業員として含まれることになりました。その場合、支援金が増額になります。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654